

平成22年11月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成20年(ワ)第1092号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成22年7月20日

判 決

兵庫県西宮市越水町3番25号

原	告	有限会社ピアノワールド	プロ
上記代表者代表取締役		松	本 茂 彦
上記訴訟代理人弁護士		坂	本 優

大阪府中央区南船場4丁目6番15号(東和ビル)

被	告	ピアノ卸売センター・サンビューロー株式会社
上記代表者代表取締役		刀 禰 拡 一 朗
上記訴訟代理人弁護士		巽 昌 章

主 文

- 1 被告は、被告が開設するウェブサイト(トップページのURL: <http://www.piano-sunbureau.co.jp/>)内において、別紙1目録の各記載をしてはならない。
- 2 被告は、原告に対し、200万円及びこれに対する平成20年8月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用はこれを5分し、その3を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、被告が開設するウェブサイト(トップページのURL: <http://www.piano-sunbureau.co.jp/>)内において、別紙2目録の記載をしてはならない。